

## 営繕工事における「週休2日」試行工事实施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市が執行する営繕工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安全安心な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

#### 第3条 週休2日

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- 2 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、発注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 5 4週8休以上
  - ① 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - ② 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (対象工事)

第4条 対象工事は、薩摩川内市が所管する全ての営繕工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事については、対象外とすることができる。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

#### (発注方法)

第5条 受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。

##### (1)工事着手前

- ・受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日取得計画表（別紙1）」（以下「計画表」という。）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画表を作成する。

##### (2)工事着手後

- ・受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、毎月月末に発注者に報告する。
- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。  
なお、計画表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため計画表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）と併せて、監督員に提出する。

2 受注者は、「週休2日試行工事」である旨を現場表示板や仮囲い等に明示する。

#### (工事費の積算)

第6条 発注者は、精算時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

2 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、①又は②の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、変更の対象としない。

（留意事項）

第7条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

(1)現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(2)監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(3)監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(4)工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(5)監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、計画表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(6)施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

付則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月10日から施行する。